



家電リサイクルに関連する動向について

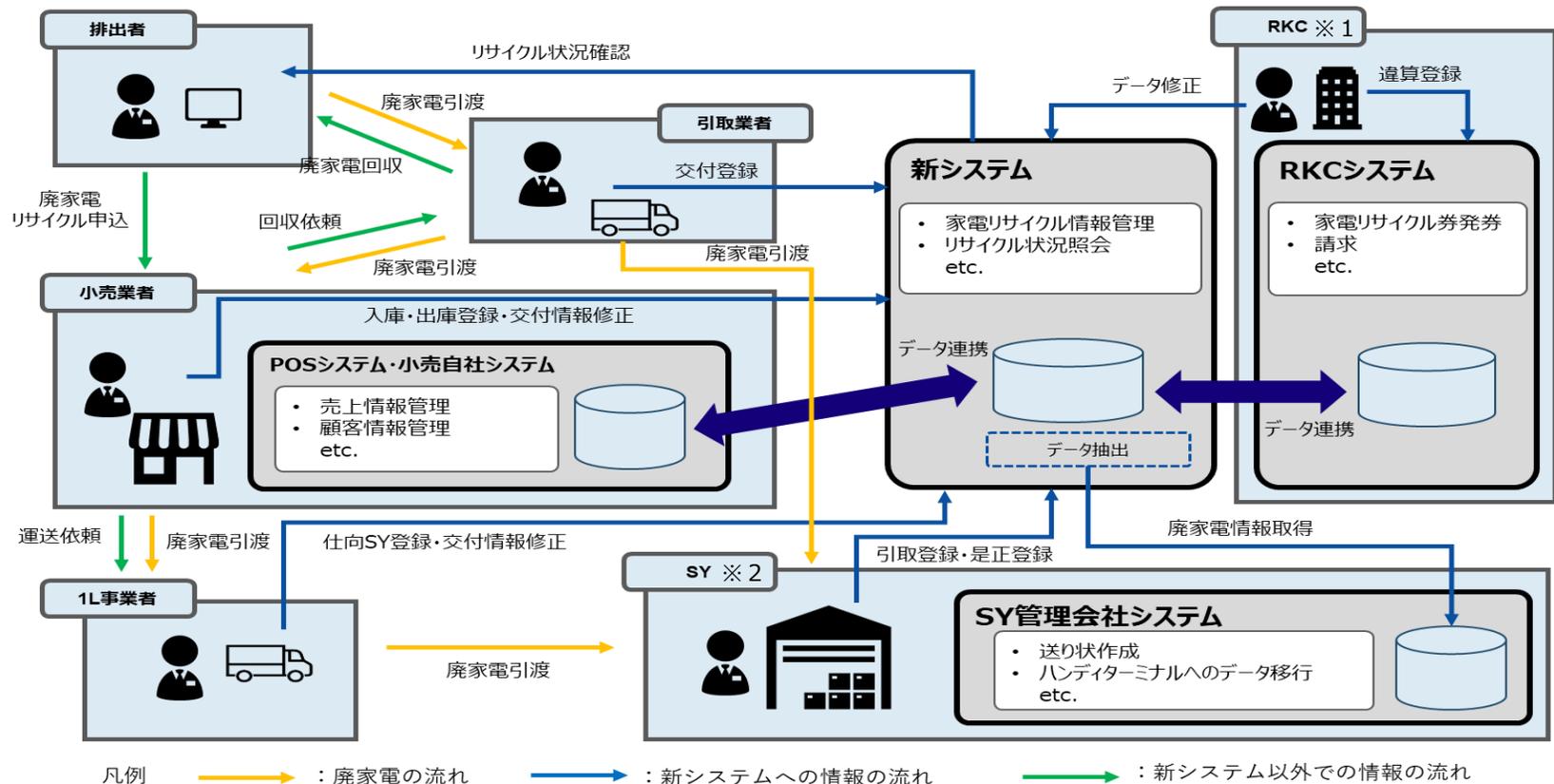
令和 8 年 2 月 13 日

環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課 資源循環制度推進室
経済産業省 イノベーション・環境局 GXグループ 資源循環経済課

① 経済産業省
家電リサイクル券電子化実証事業について

家電リサイクル券電子化実証事業

- 適正処理を担保する役割を持つ家電リサイクル券は、紙帳票を前提とした取扱いとなっており、小売業者や製造業者等の家電リサイクル券の管理、現物との照合等における業務負担が課題となっていることから、令和6年度より家電リサイクル券電子化実証事業を実施。(イメージ図は下記の通り)
- また、家電リサイクル券の保存や帳票管理を電子でも可能とすることを目的とした省令・告示改正に向けた手続きについても上記事業と同時並行で対応中。



※ 1 : 家電製品協会リサイクル券センター (RKC)
 ※ 2 : 指定引取場所 (SY)

**② 経済産業省
改正資源有効利用促進法について**

資源有効利用促進法(資源法)改正のポイント

① 再生資源の利用計画策定・定期報告(指定脱炭素化再生資源利用促進製品)

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を求める。

② 環境配慮設計の促進(資源有効利用・脱炭素化促進設計指針)

- 資源有効利用・脱炭素化の促進の観点から、特に優れた環境配慮設計(解体・分別しやすい設計、長寿命化につながる設計)の認定制度を創設。
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置。

③ GXに必要な原材料等の再資源化の促進(指定再資源化製品)

- 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例(適正処理の遵守を前提として業許可不要)を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与。

④ CE(サーキュラーエコノミー)コマースの促進

- シェアリング等のCEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用等の観点から満たすべき基準を設定。

③環境省検討会
リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン
改正案の作成

背景(リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン)

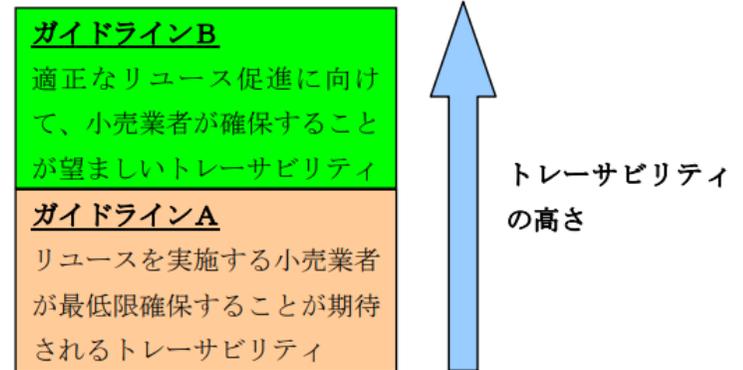
○ガイドラインの制定目的としては、①小売業者による不適正な取引・引渡の防止、②小売業者を通じた適正リユースの促進の2つが主にあり、2008年9月にリユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドラインが公開された。

○2022年度委託事業において実施した、“使用済家電の回収・再資源化等促進に向けた検討会”において、リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン(以下、ガイドライン)に対して、作成より15年が経過しており、見直しの必要性に関する指摘があり。

製品性能に関するガイドライン



使用済み家電のトレーサビリティに関するガイドライン



リユース・リサイクル仕分けのガイドライン見直し案

○詳細は配布資料を参照のこと。ここでは修正箇所のみ抜粋する。

○年式については、現状のリユース需要を鑑み、エアコンとテレビの製造年式を約15年から約10年に変更する。

1. 製品性能に関するガイドライン- (1) 年式

製品群	新旧	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	現在の記載	<ul style="list-style-type: none"> 製造から約15年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 		<ul style="list-style-type: none"> 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要
	修正(案)	<ul style="list-style-type: none"> 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 		<ul style="list-style-type: none"> 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 製造から約10年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要
ガイドラインB (適正リユースの促進に資するガイドライン)	現在の記載	<ul style="list-style-type: none"> 製造から約7年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <p>(※) ただし、地域によっては製造から約10年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されないよう留意することが必要</p>			
	修正(案)	(修正無し)			

リユース・リサイクル仕分けのガイドライン見直し案

- 気候変動防止・省エネ性能については、下表赤字部の文言と年度を更新する。
- 次項の(3)動作確認については、特に見直しなし。

1. 製品性能に関するガイドライン- (2) 気候変動防止・省エネ性能 ※1

製品群	新旧	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
ガイドラインA		対象外			
ガイドラインB (適正リユースの促進に資するガイドライン) ※2	修正 (案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年3月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力4kW以下のもの：目標年度2010冷凍年度※1、その他のもの：目標年度2012冷凍年度）の達成率が約100%以上で、気候変動防止にも資する製品 ・ 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2010冷凍年度又は2012冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ・ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ・ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ・ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年3月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（液晶テレビ：目標年度2012年度）の達成率が約100%以上で、気候変動防止にも資する製品 ・ 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は2012年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年3月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準（目標年度2021年度）の達成率が約100%以上で、気候変動防止にも資する製品 ・ 省エネトップランナー基準の目標年度は2021年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある 	対象外

※1 現行ガイドラインでは「温暖化防止」であるが、「気候変動防止」に表現を修正する

※2 冷凍年度とは前年の10月1日から当年の9月30日までの期間。例えば2004冷凍年度は2003年10月1日から2004年9月30日までである。

リユース・リサイクル仕分けのガイドライン見直し案

○外観等について、ブラウン管式テレビは全てリサイクル対象とし、エアコン及びテレビのリユース条件の「リモコンなど付属品が揃っている」を削除(対象外)とする。

1. 製品性能に関するガイドライン- (4) 外観等

製品群	新旧	エアコン	テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機
ガイドラインA記載内容 (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	修正(案)	<ul style="list-style-type: none"> 上記年式ガイドラインに関わらず、下記(※1)に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し <p>※1: 各項目に記載されている外観確認事項 エアコン: 室外機外面の錆が表面積の約10%以上、室内機が破損している、室内機と室外機が揃っていない、リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである テレビ: ブラウン管式テレビの全ての製品、リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 冷蔵庫・冷凍庫: 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上、庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損、リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである 洗濯機: 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上、ふたが欠損している、リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</p>			
ガイドラインB記載内容 (適正リユースの促進に資するガイドライン)	修正(案)	<ul style="list-style-type: none"> 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記(※2)に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <p>※2: 各項目に記載されている動作確認事項 エアコン: リユース品市場(海外含む)で需要の高い特定の製造業者や形式、廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている テレビ: リユース品市場(海外含む)で需要の高い特定の製造業者や形式 冷蔵庫・冷凍庫: 外見上の汚れが著しく少ない、リユース品市場(海外含む)で需要の高い特定の製造業者や形式、廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている 洗濯機: 専用ホース等付属品が揃っている、リユース品市場(海外含む)で需要の高い特定の製造業者や形式、廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている</p> <ul style="list-style-type: none"> 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示 (テレビに限る) アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により2011年には使用できなくなることについて説明 			

リユース・リサイクル仕分けのガイドライン見直し案

○トレーサビリティについては、契約及び記録管理に係る内容は見直しなし。

○引渡先における取扱状況の把握については、リユース・リサイクルの仕分けが適切に行われていることの確認と、取扱説明書の添付に補足を追記する。

2. 使用済家電のトレーサビリティに関するガイドライン – 引渡先における取扱状況の把握

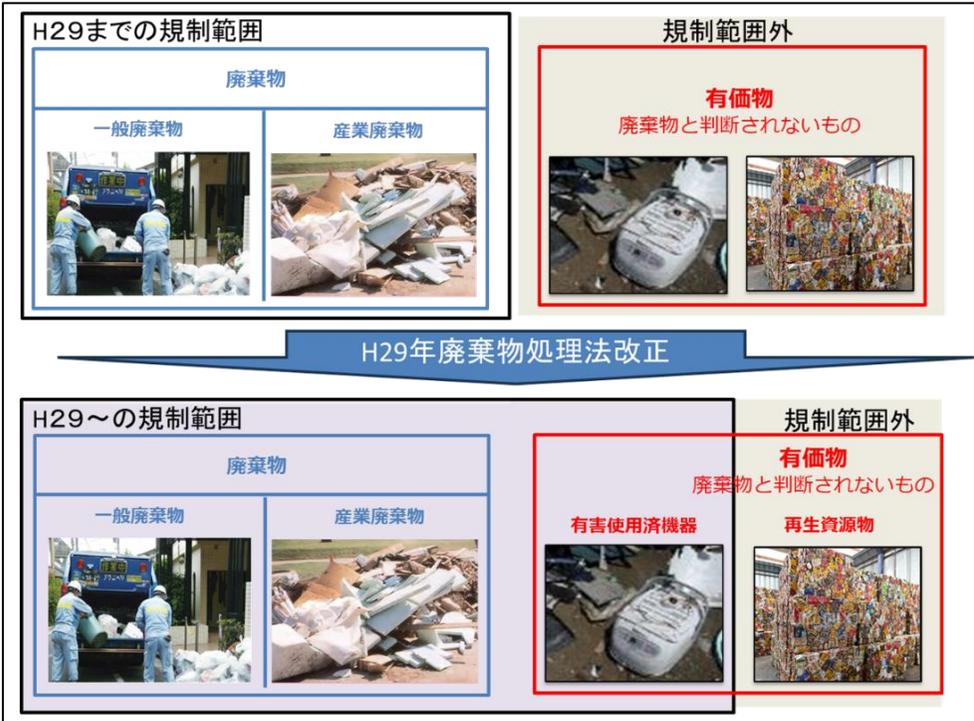
項目	新旧	引渡先における取扱状況の把握
ガイドラインA記載内容 (家電リサイクル法遵守に資するガイドライン)	現在の記載	対象外
ガイドラインB記載内容 (適正リユースの促進に資するガイドライン)	現在の記載	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目に関し、小売業者における、リユース品引渡先における取扱状況の把握（必要に応じ、報告の受領） <ul style="list-style-type: none"> 引渡先の売れ残り率と、売れ残った場合や廃棄部品等の適正処理状況 消費者に対する製品安全を考慮した品質保証や取扱説明書の添付 自主的なマニフェストの活用等による個品管理等、トレーサビリティ確保に関する状況
	修正(案)	<ul style="list-style-type: none"> 以下の項目に関し、小売業者における、リユース品引渡先における取扱状況の把握（必要に応じ、報告の受領） <ul style="list-style-type: none"> 引渡先でリユース可能な品であるか十分に確認を行い、リユース出来ない場合には家電リサイクル法に則った適正処理・排出を行っていること 引渡先の売れ残り率と、売れ残った場合や廃棄部品等の適正処理状況 消費者に対する製品安全を考慮した品質保証や取扱説明書の添付（紙媒体に限るものではなく取扱説明書が記載されているメーカーHP等の明示を含む） 自主的なマニフェストの活用等による個品管理等、トレーサビリティ確保に関する状況

④ 今後の廃棄物処理制度の検討

不適正スクラップヤード問題への対応と
再生材供給のサプライチェーン強靱化の推進

不適正スクラップヤードを取り巻く現状

- ① 平成29年、廃棄物処理法の改正により、**有害使用済機器保管等届出制度**が創設され、当該機器の保管又は処分を業として行う場合に届出が義務付けられた。
- ② 本制度の対象となる機器は、**家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）**としているが、一部地域で、本制度の対象外である金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共用水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。
- ③ このような環境問題に対して、一部の自治体において、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる**再生資源物の保管に関する規制条例**が制定されている。



廃棄物処理法の規制範囲

<都道府県>

- ア 滋賀県：滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日）
- イ 兵庫県：産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年3月17日）
- ウ 鳥取県：鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日）
- エ 千葉県：千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日）
- オ 茨城県：茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日）
- カ 山梨県：山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日）
- キ 埼玉県：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日）
- ク 福島県：福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日）

<政令市>

- ア 名古屋市：名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日）
- イ 千葉市：千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日）
- ウ さいたま市：さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日）
- エ 越谷市：越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日）

再生資源物の規制条例 ※（ ）は施行日

不適正スクラップヤード対策：スクラップヤード業への規制

現状と課題

- 不適正スクラップヤードで保管等されている物品が廃棄物又は有害使用済機器に該当しないという理由から、**廃棄物処理法に基づく指導監督が困難な状況**にある。こうしたことから、金属スクラップ等の保管に関する規制条例が制定され、**その多くが許可制を導入**しており、届出制では限界があった事業者への指導を強化できる。**【自治体意見】**
- 一方で、許可制は届出制よりも行政手続のハードルが高くなるため、**新たな許可事務により自治体のマンパワーを奪い**、結果として対象事業場の把握や指導に行き届かなくなり、**実効性のある行政指導ができなくなるおそれがある。【自治体意見】**
- 罰則が緩いと事業者に対する法令遵守の実効性を担保できないため、例えば重過失又は悪意の違反者に対しては、**罰則の引上げ等、規制強化を要望する。【事業者団体意見】**

見直しの方向性

- 更なる生活環境保全上の支障の発生を防止するためには、**生活環境保全上の配慮がなされていること等が確認できない事業者の新規参入を禁止**するほか、**不適正な処理が確認された場合には取消等により厳格に対処**することが効果的である。より実効性の高い措置を求めて、条例の多くが許可制を導入していることを参考に、廃棄物又は有害使用済機器に該当しない、**雑品スクラップや使用済鉛蓄電池等の処分を業として行う場合にも許可制などの事前審査制度の導入が必要**である。
- **有害使用済機器保管等届出制度と比べて罰則を強化**すること等により、不適正な処理等を実効的に抑止するための措置を講ずるべきである。
- 制度の対象物品の受入れや処分に係る日付や数量等について、**帳簿への記載を義務付ける**こと等により、**トレーサビリティの仕組みを構築**すべきである。



自治体

許可制による指導強化！
新たな許可事務によるマンパワー不足。

罰則の引上げ、規制強化！

現状と課題



事業者団体

- 生活環境保全上の配慮がなされていない事業者の新規参入禁止
- 不適正な処理が確認された場合の取消
- 罰則強化：有害使用済機器保管等届出制度 < 新たな制度
- 帳簿義務付け→トレーサビリティの仕組み構築

見直しの方向性

**⑤大規模災害発生時の
特定家庭用機器廃棄物に係る対応**

近年の大規模災害に係る対応について

- 地震や台風、集中豪雨等の大規模災害は近年頻発しており、毎年の被害は大きくなっている。こうした大規模災害に伴い発生する大量の災害廃棄物に関し、その処理を迅速かつ適正に行うため、環境省としても関係団体・事業者等と連携して支援を行っている。
- 特に、令和6年1月に発生した能登半島地震については、特定家庭用機器廃棄物の処理に関し、国及び一般財団法人家電製品協会等の関係事業者において、以下の取組を実施。
- 今後とも、被災地域のニーズを踏まえた支援を行っていくため、緊急時の情報共有体制の構築等を進めていく。

<主な対応>

- 発災直後に、国から被災地域の自治体に対して、大規模災害により被災した家電の処理について対処方針の概要等を示した事務連絡を発出するとともに、関係事業者に対して、応急対応への協力要請を実施。
- 環境省において、現地支援チーム経由で各市町村における仮置場の状況の把握、特定家庭用機器廃棄物の処理方針の確認を実施。
- 環境省と連携しつつ、家電製品協会や製造業者等が被災自治体からの要望・問合せに対応。
 - ・ 個別の仮置場から指定引取場所等への運搬に係る調整
 - ・ 土砂等により著しく汚れたものや破損したものであっても可能な限り引取り
 - ・ 被災自治体からの要請があった場合の自治体用家電リサイクル券の早急な手配

事務連絡

令和6年1月3日

各県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
総務課リサイクル推進室
経済産業省商務情報政策局
情報産業課

令和6年1月石川県能登地方を震源とする地震により被災した
家電リサイクル法対象品目の処理について

今般、令和6年1月石川県能登地方を震源とする地震により甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生することが予想されます。

災害廃棄物の中には、被災した家電リサイクル法対象品目についても多く混在していることが想定されますが、現場の状況に鑑みた柔軟な対応も必要とされるものと思われ
ます。

については、被災した家電リサイクル法対象品目の処理について別紙のとおり取りま
めましたので送付します。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げ
ます。

令和6年1月1日発生 能登半島地震について

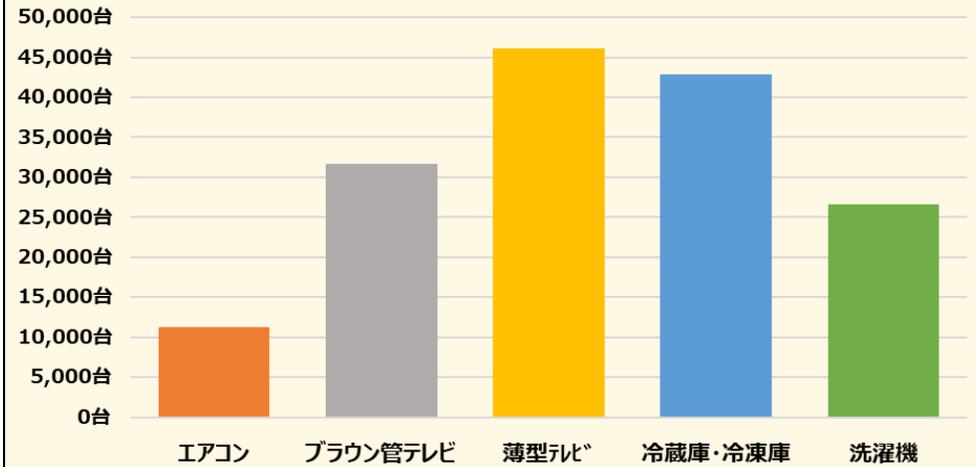
➤ 47市町村に災害救助法が適用

…31市町村が家電リサイクルシステムに入会→自治体券にて家電4品目の引渡しを実施

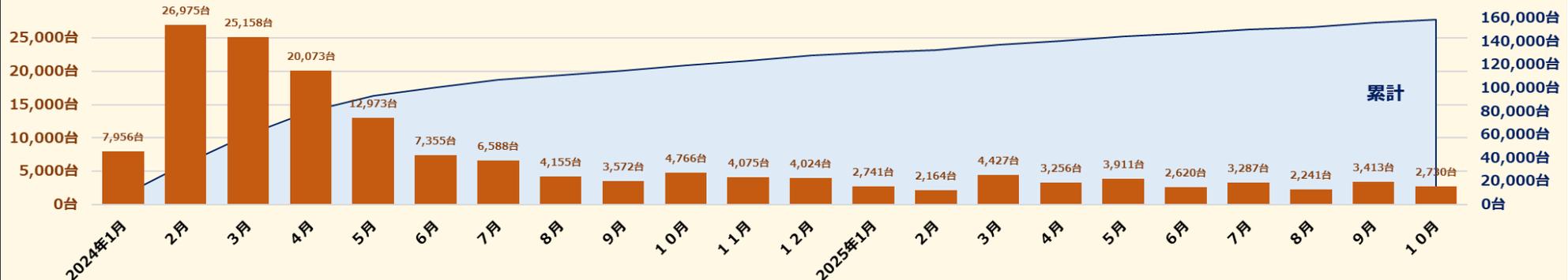
自治体券による“県別”引渡し実績 (2024年1月～2025年8月)



自治体券による“品目別”引渡し実績 (2024年1月～2025年10月)



自治体券 引渡し実績 月次推移



能登半島地震について

自治体の集積所



・七尾市 (2024年1月31日)



・中能登町 (2024年2月29日)

自治体の皆様へ ～災害などに備えた家電リサイクル券(自治体用券)の用意について～

経済産業省・環境省・一般財団法人家電製品協会

家電リサイクル券(自治体用券)を用意しておく、災害などに伴い特定家庭用機器廃棄物が発生した場合において、製造業者等への引渡しを迅速に行うことができます。

① 概要

- ◆ 家電リサイクル券(自治体用券)は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC)がシステムの運営を行っている、自治体(一部事務組合等を含む。)向けの家電リサイクル券です。
- ◆ 自治体は、家電リサイクル券(自治体用券)を用いて、特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・有機EL・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの)について、指定引取場所で製造業者等に引き渡すことが可能です。

② 費用

- ◆ 自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用意するに当たって、自治体の費用負担は生じません。
※自治体においては、入会費・年会費・家電リサイクル券印刷費・家電リサイクル券郵送費は発生しません。
- ◆ 災害などに伴い自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用いて特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所で製造業者等に引き渡す場合、リサイクル料金は原則として翌月初旬にRKCから自治体に送付される請求書により、まとめて口座振込で支払うこととなります。
※災害に伴い発生した特定家庭用機器廃棄物に関して自治体が負担するリサイクル料金については、国庫補助(環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」)の対象となり得ます。

③ 入会手続

- ◆ 入会申込書に必要事項を記入してRKCに郵送します。通常、入会申込書の到着後2週間程度で入会手続が完了します(申込みが集中する期間については、この限りではありません。)
- ◆ まずは下記ホームページを御覧の上、入会申込書や会員規約等をRKCに御請求ください。

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC) 家電リサイクル券(自治体用券)紹介ページ

<https://www.rkc.aeha.or.jp/localgov/index.html>

RKCコールセンター

TEL0120-319640 (午前9時～午後6時(日・祝休))

自治体用券をお急ぎで必要とする場合の相談先(災害発生時)
一般財団法人家電製品協会 (TEL03-6741-5605)

⑥家電製品協会
不法投棄未然防止事業・離島対策事業
これまでの実績と今後の方針について

不法投棄未然防止事業の従来事業について

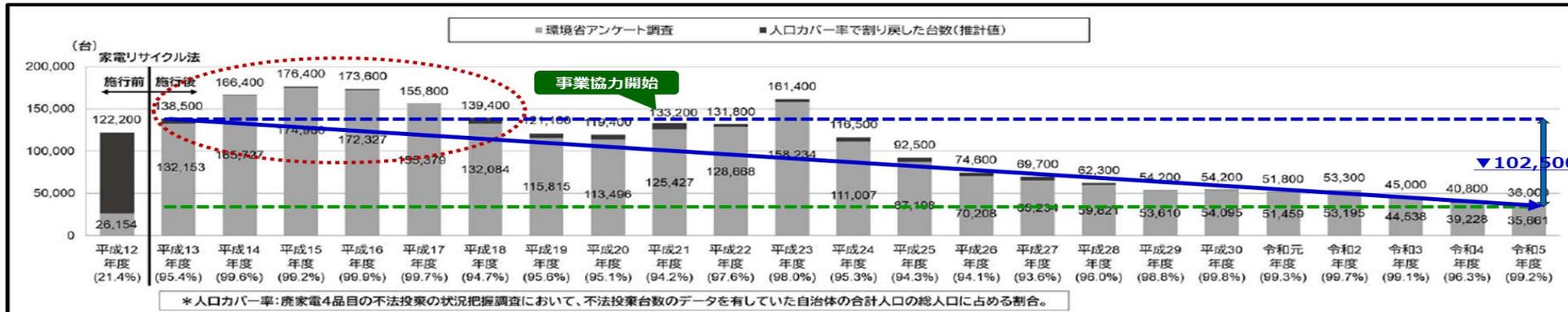
■ 不法投棄未然防止事業、導入の背景と現状

2007年家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）より家電不法投棄は、家電リサイクル法施行前よりも多い状況にあると推計され、家電不法投棄を放置すれば、家電リサイクル制度自体の信頼を揺るがすこととなるため、家電リサイクル制度全体に関わる課題である。

*この対応として、不法投棄対策に関する資金面を含めた関係者間協力体制の構築を図り、2009年から「不法投棄未然防止事業協力」を時限措置でスタートした事業である。

環境省報告の令和5年度_不法投棄実績推移アンケート調査の推移表（以下の表）からも、家電リサイクル法施行後、25年を経過し家電リサイクル法の定着と、2001年の状況から不法投棄台数が明らかに減少している。

（令和5年度環境省_不法投棄の実績推移アンケート調査より）



【不法投棄未然防止事業協力のこれまでの経過】

- 1) 2009年から時限措置でスタートした事業、2025年で16年間継続しており、事業協力実施自治体の件数は、延べ1,251件にのぼる（2025年申請ベースを含む）、全国47都道府県の内、新潟・富山・大分県以外の自治体で活用、全国人口の36.5%をカバーした支援を実施
- 2) 家電リサイクル法導入時の不法投棄量は大幅減少（138,500台⇒36,000台▼102,500台）
- 3) 既に事業開始16年目であり一定期間の役割は果たしたと考えられる。

【今後の方針】

WEBサイト等による情報提供での支援に形態を変えていく、これまで培った活動事例紹介の充実

新たな普及啓発活動および離島対策事業の継続

■新たな普及啓発活動

家電リサイクル法施行から25年が経過し、家電リサイクル法による適正処理が定着してきているが、まだまだペットボトル、アルミ缶のような身近なリサイクルに繋がるほどの認知はされていない。

このことから、新たな取り組みとして子供たちを対象とした「環境・資源循環型社会における家電リサイクル」の役割と重要性について学べる場を提供。

2026年度以降の新しい形の普及啓発活動の推進

【 若年層（小、中、高、大学生）への普及啓発 】

「人」への啓発活動

科学技術館（26年3月リニューアル）、おおさかATC体験型イベントの出展

学生とのコラボ

叡啓大学PBL、立命館大学 まなびゼミ10月「家電リサイクル」（25年4月～継続）

■離島対策事業協力、導入の背景と現状

2007年家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）より

離島地域の排出者に対する収集・運搬料金の不公平性の問題が発生しているとの指摘があります。この調査結果を踏まえ、2009年から、収集・運搬料金のうち海上輸送費分を助成する「離島対策事業協力」が始まりました。

離島対策事業協力については、今後も継続

【離島対策事業協力のこれまでの経過】

- 1) 2009年からスタートした事業、2025年で16年間継続しており、事業協力実施自治体の件数は、延べ288件
- 2) 2026年内定自治体 25件 延べ313件